

商 品 名 ＜ 愛 称 ＞	すしんパートナーⅡ (福島県信用保証協会保証付)
------------------	-----------------------------

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のすべての条件を満たす法人または個人事業者の方 ① 当金庫の営業区域内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業（保証対象業種）を営む方 ② 許認可を必要とする業種については、その許認可を取得している方 ③ 現在および過去において取引実績が不良でない方 ④ 福島県信用保証協会の保証を受けられる方 ⑤ 法人は当金庫の信用格付けにおいて一定基準以上である方 ⑥ 個人事業者は2期連続で申告所得（青色申告に限ります）があり、事業所得を計上している方 ⑦ 保証協会が行う、申込直前期の決算における中小企業信用リスクデータベースを活用したスコアリングが、保証協会の定める保証対象基準以上である方。
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に必要とする運転資金または設備資金
ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5,000万円以内かつ、直近決算の月商の3倍以内とする。ただし、次の条件の範囲内とする。 ① 保証協会の無担保保険の空枠内であること。 ② 一般追認保証制度残高及び特別追認保証借換分を含め、5,000万円以内であること。
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年以内 ただし、設備資金については、その法定耐用年数を原則とし、1年以内の据置ができます。 また、融資期間が1年を超えるものの返済は、分割払となります。
融 資 形 式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手形貸付または証書貸付とします。
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利型または固定金利型とします。 ※ ただし、当金庫が定める格付・保全率別貸出金利基準表による。 ① 変動金利型 当金庫所定の新長期プライムレートを基準金利とします。お借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、基準金利の変更に伴って基準金利の変更幅と同一幅で引上げまたは引下げのものとします。変更後の借入利率の適用開始日は基準金利の変更日の翌日以降で最初に到来する利息支払日または

	<p>約定返済日の翌日とします。</p> <p>② 固定金利型 お借入時の利率を完済時まで適用します。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 一括払い又は分割払いとします。
連帯保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> 連帯保証人 <ul style="list-style-type: none"> ①法人の場合は原則として、代表権を有する方1名以上とします。 ②個人事業主の場合は必要に応じ連帯保証人を付けていただきます。 担保 不要です。
各種手数料	<ul style="list-style-type: none"> 下記の場合、別途手数料が必要になる場合がありますので、手数料の詳細につきましては別-2「主な手数料一覧」をご覧ください。 <ol style="list-style-type: none"> 融資取扱手数料 繰上償還（一部・全部）手数料 条件変更手数料 等 詳しくは、窓口までお尋ねください。
団体信用生命保険 (任意)	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証協会扱いの任意での団体信用生命保険。個人事業主または法人の代表権を有する連帯保証人が対象となります。 保証協会保証付割賦返済証書貸付のみ対象となります。 保険料は、債務者負担の自動振替による年払い方式で、付保上限額は他行利用額含めて累計1億円です。 告知日現在満20歳以上66歳未満（融資実行時点で満66歳に達していても、告知日時点で満65歳であれば加入できる。） 希望によりお申込みされた場合でも、団体信用生命保険に加入できない場合もありますのでご了承ください。 制度の詳細につきましては窓口までお尋ねください。
保証料	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証料は0.50%～2.20%以内 ※ 企業内容により保証料は異なります ご契約時に、保証料支払い方法を一括払いか分割払いか選択いただきます。 期限前に完済された場合は、保証協会所定の計算方法により、計算された返戻金額が1,000円を超えるものについて返戻します。ただし、諸条件により返戻されない場合もありますので、詳しくは、窓口までお尋ねください。

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話 0248-75-3362）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口にて返済額の試算ができますので、お申し出ください。 ・ ご融資金は、お客さまがご指定いただいた返済用口座にご入金させていただきます。設備資金の場合は、ご入金後にお支払先にお振込みいただきます。 ※ 振込手数料は別途ご負担いただきます。 ・ お申し込みに際しては、審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。

平成 30 年 4 月 2 日 現在